

平成 30 年 11 月 22 日

横浜市契約規則、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程、委託契約約款及び設計・測量等委託契約約款の一部改正並びに横浜市委託業務監督事務取扱規程及び横浜市委託業務監督事務取扱要綱の制定について

横浜市契約規則、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程及び各契約約款を一部改正し、横浜市委託業務監督事務取扱規程及び横浜市委託業務監督事務取扱要綱を制定したのでお知らせします。

1 横浜市契約規則改正の概要

- (1) 現場責任者の選任通知の本市への提出期間に関する日数の考え方を、祝日が続いた場合等に対応することができるようにします（第 103 条第 1 項及び第 5 項）。
- (2) 役務の提供についても監督員を設置することができるよう、役務の提供について準用する条項に第 55 条及び第 57 条を追加します（第 103 条の 5）。

2 契約約款改正の概要

- (1) 委託契約約款及び設計・測量等委託契約約款の改正項目
 - ア 受託者が定めた現場責任者の氏名等を本市へ通知する期限について、祝日等に対応するため、暦日から開庁日に変更します。（委託契約約款第 9 条、設計・測量等委託契約約款第 10 条）
 - イ その他文言整理
- (2) 委託契約約款の改正項目
契約規則の改正により、委託契約においても監督員を設置することが可能となるため、関係条文を制定します。（第 9 条の 2）

3 規程及び要綱の概要

- (1) 横浜市委託業務監督事務取扱規程の制定
委託業務における監督事務の取扱いについて定めます。
- (2) 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の改正
再雇用嘱託員を監督員に任命できる規定を追加します。（第 3 条第 8 項）
- (3) 横浜市委託業務監督事務取扱要綱の制定
委託業務における監督事務の取扱い及び様式を定めます。

3 適用開始日

平成 30 年 12 月 1 日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

4 その他

改正後の契約規則及び各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

また、それぞれの契約の「誘引」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

【横浜市 > ヨコハマ・入札のとびら > 入札・契約関係規程（財政局所管）】

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

担当：財政局契約第二課 電話：671-2186